

30桂監第5号
平成30年6月27日

桂川町長 井上利一様
桂川町議会 議長 原中政廣様

桂川町監査委員 武井秀樹

桂川町監査委員 杉村明彦

6月例月出納検査結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施したの
で同条第3項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 検査の対象 会計管理者所管分
- 2 提出書類 平成30年5月分
- 3 検査の期間 平成30年6月26日・27日
- 4 検査の概要
 - (1) 会計管理者保管の歳入・歳出伝票と関係書類を照合しました。
 - (2) 現計表、日計表により現金保管の状況を確認しました。
 - (3) 必要に応じて、関係職員より収納状況を聴取しました。
- 5 検査の結果
 - (1) 預金高は各金融機関の発行した残高証明と通帳及び証書、月計表、預金台帳を照合した結果、相違ないことを認めました。
 - (2) 歳入・歳出とも計数に相違ないことを認めました。
- 6 指導事項
別紙のとおり

会計管理者 様
企画財政課長 様
学校教育課長 様

例月現金出納検査 会計管理者所管分
(平成30年6月26日(火)～27日(水))

《指導事項》

○会計の年度区分について

教育委員出席費用弁償に係る平成30年度の支出負担行為兼支出命令書において、別添のとおり年度区分を誤って支出しているものがありました。

「会計年度及びその独立の原則について」は地方自治法第208条に、「歳出の会計年度所属区分」については同法施行令第143条に、出納の閉鎖（出納整理期間）については同法第235条の5に規定されています。

また、会計管理者においては同法第232条の4第2項に特段の規定が設けられているものです。

自治体職員の職務については、このような法律の定めに基づいた事務処理が求められており、その職務の遂行に当たっては特に以下のことに留意されるよう指導します。

- ①この機会にすべての職員が、支出負担行為、予算の単年度原則、出納整理期間等の意義について認識を新たにしてください。経験の浅い職員等についてもそのことが理解できるような環境づくりに努めてください。
- ②今回の事案は出納整理期間中である5月25日に支払いが行われたもので、内容審査が確実に行われていれば容易に訂正出来ていたと思われま。決裁権者は、各々の部署においてその職責を全うしてください。
- ③会計管理者は、自治体の支出に関して最終審査を担う職責にあります。特に出納整理期間中の審査については注意が必要です。



支出負担行為兼支出命令書

平成30年度

会計	款	項	目	節	細節
一般会計	10	1	1	9	1

審査欄		
会計管理者	会計	財政

決裁欄												
町長	副町長	総務課長	財政課長	主管課			教育委員会					
				課長	係長	係	教育長	課長	係長	係	校長・園長	係

起票日	平成30年 5月15日	主管課	学校教育課 教務係	金額	40,500
会計	1	一般会計	繰越区分 現年度		
事業	148	教育委員会費		控除合計	0
款	10	教育費		差引支給額	40,500
項	1	教育総務費		予算現額	150,000
目	1	教育委員会費		負担行為済額	40,500
節	9	旅 費		予算残額	109,500
細節	1	費用弁償		支払期限日	平成30年 5月25日
説明	101	教育委員出席費用弁償			

摘要 1336 教育委員出席費用弁償 【3/2校園長研修会 1,500円×3名=4,500円 3/23定例教育委員会1,500円×4名=6,000円 3/28論文表彰式1,500円×3名=4,500円 3/30離任式1,500円×4名=6,000円 4/2赴任式1,500円×4名=6,000円 4/16校園長研修会1,500円×4名=6,000円 4/20委員長会議1500円 4/25定例教育委員会1,500円×4名=6,000円】

債権者	住所		支払区分	通常払
	氏名	別紙明細参照	支払方法	口座振込
	TEL		口座要件	
			負担行為番号	

桂川町長 様 上記の金額を請求します。 平成30年 5月15日 (印)	桂川町会計管理者 様 上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日 (印)
桂川町指定金融機関 様 上記の金額を支払ってください。 桂川町会計管理者	支払印

